

議事日程(第3号)

平成23年9月16日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(5件)

議案第46号 木城町暴力団排除条例の制定について

議案第54号 平成23年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)

議案第55号 平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第57号 平成23年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第58号 平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2) 産業建設常任委員会付託議案(2件)

議案第54号 平成23年度木城町一般会計補正予算(第3号)(関係部分)

議案第56号 平成23年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

3) 決算審査特別委員会付託議案(7件)

議案第47号 平成22年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第48号 平成22年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第49号 平成22年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第50号 平成22年度木城町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 平成22年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 平成22年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 平成22年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第2 総務常任委員会付託陳情審査結果報告

1) 総務常任委員会付託陳情

陳情第7号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出を求める陳情書

日程第3 議案第62号 副町長の選任について

日程第4 委員会付託の省略

日程第5 議案に対する質疑

- 日程第6 意見書の提出  
発議第5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告
- 日程第9 各委員会の閉会中の調査
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案（5件）
- 議案第46号 木城町暴力団排除条例の制定について
- 議案第54号 平成23年度木城町一般会計補正予算（第3号）（関係部分）
- 議案第55号 平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成23年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 2) 産業建設常任委員会付託議案（2件）
- 議案第54号 平成23年度木城町一般会計補正予算（第3号）（関係部分）
- 議案第56号 平成23年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 3) 決算審査特別委員会付託議案（7件）
- 議案第47号 平成22年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第48号 平成22年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第49号 平成22年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第50号 平成22年度木城町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第51号 平成22年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第52号 平成22年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 平成22年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 総務常任委員会付託陳情審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託陳情
- 陳情第7号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出を求める陳情書
- 追加日程第1 意見書の提出
- 発議第6号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）

日程第3 議案第62号 副町長の選任について

日程第4 委員会付託の省略

日程第5 議案に対する質疑

日程第6 意見書の提出

発議第5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書(案)

日程第7 議員派遣の件

日程第8 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第9 各委員会の閉会中の調査

---

出席議員(10名)

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 原 博君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 横田 学君	議事調査係長 平野 大輔君
書記 眞崎 哲子君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	田口 晃史君	教育長 .....	小野 順章君
総務課長 .....	半渡 英俊君	財政課長 .....	中竹 憲俊君
会計管理者 .....	加藤 伸一君	企画課長 .....	間吉田辰郎君
環境整備課長 .....	田中 義彦君	教育課長 .....	伊藤 章君
税務課長 .....	中村 宏規君	福祉保健課長 .....	石井 雄二君
町民課長 .....	橋本未知男君	産業振興課長 .....	長友 英親君
監査委員 .....	桑原 正憲君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（横田 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内をいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、追加提出の議案が2件ありましたので、昨日開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1. 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案5件、議案第46号木城町暴力団排除条例の制定について、議案第54号平成23年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、議案第55号平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第57号平成23年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第58号平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上5件について総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 報告をいたします。

平成23年度第5回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案の審査結果報告を行います。

総務常任委員会に審査付託されました議案は、議案第46号木城町暴力団排除条例の制定について、議案第54号平成23年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分、議案第55号平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第57号平成23年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第58号平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の5件です。

審査日は9月13日から14日までの2日間、総務常任委員会室において委員5名の全員が出席し、町長部局の課長以下関係職員、教育委員会においては教育長、教育課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け慎重に審査を行いました。

まず、議案第46号木城町暴力団排除条例の制定についてであります。

所管課である総務課より次のような説明を受けました。「本条例は、宮崎県暴力団排除条例が平成23年8月1日に施行されたことに伴い、宮崎県下26市町村が歩調をそろえ、一丸となって暴力団排除対策を推進するための条例を制定するもの」。

条例の内容は、「町民の安全な生活を確保し、健全な社会経済活動を実現するため、暴力団の排除に関し町民や事業者の方々の役割、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、事業者による暴力団等に対する利益の供与の禁止等について定めるもの」であります。

なお、高鍋警察署管内における暴力団組織、構成員は存在しないということでした。

以上のような説明に対し質疑を行い、討論を求めましたが、討論はなく、総務常任委員会において賛成全員により可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号平成23年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分についてであります。

所管課より説明を受け、審査を行った順に主なものを報告します。

まず、総務課関係です。歳出において職員の人事異動による給料、職員手当等の人件費が計上されています。

総務管理費の一般管理費では、自動体外除細動器（AED）を役場1階ロビーに設置するために、備品購入費として35万7,000円が計上されています。

これに対し、委員より職員に対する機器の取り扱い講習を行う必要があるのではないかとこの意見がありました。

消防費の非常備消防費では、東日本大震災による被害を受けた消防団員への災害補償のため、消防団補償等組合負担金410万4,000円が計上されています。

東日本大震災では、消防団員の殉職者、行方不明者が251名の方が被災され、1人当たり2,160万円の一時金が支給されるとのことであり、基金不足のため、今年度に限り各市町村に対し負担金の増額を求めるものであるとの説明でありました。

委員からは、今年度限りとのことであるが、金額が大きく国が費用を見るべきではと意見がありました。これに対し、総務課からは国は特別地方交付税の措置を検討しているとの回答がありました。

次に財政課です。歳出では、総務管理費の財産管理費で、役場庁舎の空調設備改修を行うための設計委託料142万2,000円が計上されています。役場庁舎は、建設から29年を経過し、空調設備も建設当時からのもので老朽化してきている。各部屋の空調設備を整備し、温度設定等ができるように整備するための設計委託を行うとの説明でした。

なお、工事は来年度を予定しているとのことです。

次に、福祉保健課です。歳出では、社会福祉費においてAED設置事業費補助金として5台分の75万円が計上されています。AED設置事業費補助金は、町内の福祉施設がAEDを購入する場合に、1施設当たり1台に対し2分の1の補助率で15万円を上限に補助するものです。早期設置を促すために、事業期間を3年間とするとの説明を受けました。

委員からは、福祉施設を補助対象としているが、町内の他業種との整合性も図る必要があるのではないかとの意見がありました。

これに対し、今回は福祉保健課を窓口とする関係上、福祉施設を対象とし、その他の業種については、今後関係課との協議を行うとの回答がありました。

以上、議案第54号平成23年度木城町一般会計補正予算（第3号）関係部分について各所管課からの説明、質疑が終了し、討論を求めましたが討論はなく、総務常任委員会においては全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

所管課である町民課より説明を受けました。主な内容は次のとおりです。歳入では、一般会計繰入金で231万6,000円が計上されています。これは、歳出において同額が計上されていますが、職員の人事異動に伴うものであるとのことでした。

以上のとおり説明、質疑が終了し討論を求めましたが討論はなく、総務常任委員会においては、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号平成23年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

所管課である福祉保健課より説明を受けました。主な内容は次のとおりです。

まず、保険事業勘定で歳入では、保険料で滞納繰越分、普通徴収保険料として250万7,000円、繰越金で2,562万3,000円が計上されています。

歳出では、総務費で共同電算処理委託料として60万1,000円が計上されています。これは、国保連合会に委託するもので、口蹄疫による減免に伴うものとの説明を受けました。

保険給付費では、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費において負担金が増額されております。これは、見込みに応じて増額するものとの説明を受けました。

諸支出金では、前年度の精算に伴う償還金として1,219万9,000円、一般会計繰出金として487万3,000円が計上されています。

介護サービス事業勘定において、歳入における繰越金を歳出で一般会計繰出金として計上され

ています。

以上、議案第57号平成23年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について福祉保健課からの説明、質疑が終了し、討論を求めましたが討論はなく、総務常任委員会においては、全員賛成により可決するべきものと決しました。

次に、議案第58号平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

所管課である町民課より説明を受けました。主な内容は次のとおりです。

歳入において繰越金139万7,000円が計上されています。これは、前年度繰越金であり、これを歳出において、一般会計繰出金で計上されております。

以上、議案第58号平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について町民課からの説明、質疑が終了し、討論を求めましたが討論はなく、総務常任委員会においては全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査経過結果を報告し、終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第46号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号中、関係部分に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第57号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会付託議案2件、議案第54号平成23年度木城町一般会計補正予算

(第3号) 関係部分、議案第56号平成23年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、以上2件について産業建設常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、税田輝房君。5番。

○産業建設常任委員会委員長(税田 輝房君) 委員会審査報告をいたします。

産業建設常任委員会に付託されました事件は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、議会規則第76条の規定により報告します。

議案第54号平成23年度木城町一般会計補正予算(第3号) 関係部分、審査の結果は原案可決でございます。

議案第56号平成23年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、原案可決でございます。

これに対し意見といたしまして、議案第56号中、企画課関係で中八重緑地公園の広場について梅雨時期に水はけが悪い箇所があるため、改善を要するという事で、暗渠排水工事690万円の補正予算が上げられている。整備後は施設有効利用のために、町内外さらなるPRを行う等、利用者増大のための努力を望む。

また、木城えほんの郷事業費の修繕費として、森のえほん館のクーラー4基の予算が上げられている。今後も維持管理費等がさらにかかってくると思いますが、健全経営を行うとともに、スタッフの後継者の育成が必要ではないか。

次に、産業振興課関係で、シカ捕獲促進事業費として駆除に対する補助金が追加されている。有害鳥獣対策については、鋭意努力されていると思われるが、今後さらに隣接町村において関係住民、猟友会、行政を含めた協議の場を持ち、情報交換を行っていただきたい。

以上でございます。

○議長(甲斐 政治) 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより1議案ごとに質疑を行います。

次に、議案第54号中、関係部分に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(甲斐 政治) 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(甲斐 政治) 質疑なしと認めます。

以上で、産業建設常任委員会に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員会に対する質疑を終わります。

次に、決算審査特別委員会付託議案7件、議案第47号平成22年度木城町一般会計歳入歳出



決算認定について、議案第48号平成22年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第49号平成22年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第50号平成22年度木城町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号平成22年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号平成22年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号平成22年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件について決算審査特別委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、原博君。3番。

○決算審査特別委員会委員長（原 博君） 委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第47号平成22年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第48号平成22年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第49号平成22年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第50号平成22年度木城町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第51号平成22年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第52号平成22年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第53号平成22年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会審査の経過を報告します。

決算審査特別委員会に付託された認定7件について報告します。

委員10人全員により、町長及び担当課長に資料の提出と出席を求め慎重に審査しました。

まず、平成22年度木城町一般会計歳入歳出決算で、町税の収入状況について、収入未済額、不納欠損額などの質疑に対し現況の説明などがあり、また他の特別会計においても慎重に審議し、翌年度以降の予算の執行に参考となる情報や判断材料を得ることができ、意義ある審査が行われました。

以上で終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、決算審査特別委員長の報告は終わりました。

ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第47号から議案第53号に至る7議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略したいと思います。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号から議案第53号に至る7議案の質疑については、省略することに決定いたしました。

ただいまより委員会付託議案の13議案について、議案番号順に従い討論、採決を行います。  
なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第46号木城町暴力団排除条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成22年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第48号平成22年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第49号平成22年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第50号平成22年度木城町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第51号平成22年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第52号平成22年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号平成22年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は、認定とするものであります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第54号平成23年度木城町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する総務常任委員長、産業建設常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号平成23年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成23年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第57号平成23年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号平成23年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 総務常任委員会付託陳情審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第2、総務常任委員会付託陳情審査結果報告を行います。

陳情第7号郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出を求める陳情書について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 報告をいたします。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書の陳情が行われましたが、総務委員会の審査報告をいたします。

改革法案の意見書については、申請者の意見に従い、総務委員会としては特段質疑もありませんので、これを可決するというので決定しましたので、報告をいたします。

○議長（甲斐 政治） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

陳情第7号についての委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

陳情第7号に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。従って、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前9時39分休憩

-----  
午前9時48分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま山田秋吉君外3名から発議第6号郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、意見書の提出発議第6号郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）を追加日程第1として日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

#### 追加日程第1. 発議第6号

○議長（甲斐 政治） 追加日程第1、意見書の提出、発議第6号郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第6号郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）を議事調査係長に朗読いたさせます。

○議事調査係長（平野 大輔君） それでは、朗読いたします。

郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）。

これまで郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献していた。

しかし、平成19年10月、郵政民営化法に基づき郵便・貯金・保険の郵政三事業は民営・分社化され、郵便外務員に貯金・保険の取り扱いを依頼できない、郵便局へ郵便の問い合わせができない、各種手数料が上がった等、「利便性向上」をうたう法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金・保険を提供できない郵便局があらわれ、公益性・地域性が失われる恐れがある。

これらの不満・不安を解消するため、昨年4月に郵政改革法案が閣議決定され通常国会に提出されたが、以後秋の臨時国会、さきの通常国会といまだ成立しておらず、たなごらしの状態が続いている。

この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。

全国2万4,000の郵便局ネットワークは、国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもある。

それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくためにも、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年9月、宮崎県木城町議会。

衆議院議長横路孝弘殿、参議院議長西岡武夫殿、内閣総理大臣野田佳彦殿、総務大臣川端達夫殿、郵政改革担当大臣自見庄三郎殿。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 議事調査係長の朗読が終わりました。

発議第6号について、提出者7番、山田秋吉君の趣旨説明を登壇の上、求めます。7番。

○議員（7番 山田 秋吉君） 意見書の趣旨説明を行います。

数年前までは、日本は全国3,300の市町村がありました。しかし、広域合併でその数は1,700余りとなり、効率的な行政運営が進む一方、行政サービスの低下などのひずみも明らかになっております。

郵政改革法案は、地方公共団体との協力関係を築きながら、福祉や社会保障制度の一環として郵便局を活用し、地域再生に寄与することが明記されています。このためにも、全国的な郵便局網の維持が必要です。経営を安定させて、この理念を実現すること、郵政改革法案は国民の求めるものと言えます。

よって、郵政改革法案の早期成立を求める意見書を提出するものであります。可決していただくようお願いをいたします。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。発議第6号に対する質疑はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第6号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第6号郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、郵政改革法案の早期成立を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政改革担当大臣に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、郵政改革法案の早期成立を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政改革担当大臣に提出することに決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第62号

○議長（甲斐 政治） 日程第3、議案第62号副町長の選任についてを議題といたします。

総務課長、半渡英俊君の退場を求めます。

〔総務課長 半渡 英俊君退場〕

○議長（甲斐 政治） 追加付議されました議案第62号については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を登壇の上、求めます。町長。

○町長（田口 晃史君） ただいま上程いただきました議案第62号について、提案理由の説明をいたします。

議案第62号は、副町長の選任についてであります。

平成23年6月23日で任期満了となり、現在空席となっております副町長に、半渡英俊氏を任命したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案理由の説明を終わります。ご審議いただき、同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政治） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

### 日程第4. 委員会付託の省略

○議長（甲斐 政治） 日程第4、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

### 日程第5. 議案に対する質疑

○議長（甲斐 政治） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

議案第6 2号副町長の選任についてを議題といたします。

議案第6 2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

ただいまより議案第6 2号に対する討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

これより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は同意することに決定されました。

総務課長、半渡英俊君の着席を求めます。

〔総務課長 半渡 英俊君入場〕

○議長（甲斐 政治） ただいま議案第6 2号は同意することに決定いたしましたので、お知らせ  
します。

---

## 日程第6 発議第5号

○議長（甲斐 政治） 次に、日程第6、意見書の提出、発議第5号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）が、税田輝房君外4名から提出されております。

提出された発議第5号については、あらかじめお手元に配付しておりますので、朗読は省略し、提出者5番、税田輝房君の趣旨説明を登壇の上、求めます。5番。

○議員（5番 税田 輝房君） 発議第5号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）、上記議案を別紙のとおり木城町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

それでは、趣旨説明をここでいたしたいと思っております。

それでは、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書についてでございますが、詳細については、お手元の文書をご確認いただき、ここは簡単に趣旨説明をさせていただきたいと思っております。

現在、戦後造成してきた人工林が利用期を迎えつつありますが、森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然厳しいところがございます。採算性の低迷等のため、林業を利用されずに放置され、森林荒廃を招き、水源涵養、国土保全、地球温暖化防止の森林の機能の発揮を支障を及ぼすことが懸念される事態となっております。

また、東日本大震災の復興のために、被災地域への復興資材である木材を全国的に安定供給していくことが急務となっております。

したがって、国におきましては、森林・林業再生を図り、東日本大震災の復興を全国規模で進めることができるよう、特段の措置を講ずるよう強く要望するものでございます。

ご理解いただきまして、慎重に審議していただき、採択をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第5号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第5号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）を議題といたします。発議第5号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第5号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第5号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、発議第5号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、東日本大震災復興対策担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、東日本大震

災復興対策担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出することに決定いたしました。

---

### 日程第7. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第120条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

### 日程第8. 常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第8、常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告を行います。

これより登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 今後の委員会活動について説明をいたします。

10月17日から18日にかけて所管事務調査の予定をしております。

それから、11月にこれはまだ計画ですが、新富町のほうで所管事務調査を行いたいと思います。

12月以降については、また次の定例議会に報告をしたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業建設常任委員長、税田輝房君。5番。

○産業建設常任委員会委員長（税田 輝房君） 産業建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

日時、平成23年6月24日、金曜日に所管事務調査に行ってきました。

目的、6次産業化の取り組みについて。研修先、綾町、農業生産法人有限会社、福富農産。高原町、農事組合法人はなどう、農産物直売所「杜の穂倉」。

参加者、委員長の私と副委員長の後藤和実さん、委員の中村一也さん、神野源生さん、原博さん、随行といたしまして眞崎哲子さん、平野大輔さん、以上です。

報告、綾町農業生産法人有限会社福富農産、社員は18名でございました。業務内容といたしましては、米生産販売、精米業、農産加工食品の生産、直売、田植えや稲刈りなどの受託作業で

あります。

沿革といたしまして、平成16年、有限会社福富農産を立ち上げておられます。平成17年、農業生産法人として認定されております。平成21年、パン製造機を導入し、米粉パンに挑戦。平成22年に第52回宮崎日日新聞農業技術賞を受賞されております。平成23年、米粉パン&米粉スイーツカフェを開設。

総括でございますが、有機農業の町である綾町において、米づくりを主体に受託事業も行う中、3年前に米を使った加工ビジネスに着目、米粉を使ったパンや菓子づくりの研究を重ね、本年製造兼直売所であるカフェ「フクトミファームガーデンアヤ」をオープンされております。

専門的な知識もなく、ゼロから出発したようであります。苦労がある中、目標を持って地道な研究と開発に取り組み、消費者が何を求めているか、何が売れるのかマーケティングを行ったり、海外の研修を行ったりと目標達成に向けて努力をされていきました。

施設の立地は悪いけれども、綾の自然の中でゆったりした時間を楽しんでもらい、綾のよさを体験してほしいということでした。現在は、県内スーパーなど17店舗に製品を卸しており、通信販売も手がけているところでした。

代表の農業分野から働く場を提供したいという思いから、こういった事業に取り組み、事業については国、県、町の6次産業という方向が合致したため、補助等の活用ができたということでした。農業の将来を守っていききたいという思いが商品にあらわれ、消費者にも伝わるものだと思います。今後さらに消費者の立場に立った物づくりや事業展開を期待するところでもあります。そういったことをございました。

高原の農業法人「はなどう」では、農産物直売所「杜の穂倉」、「はなどう」構成人員は12名で、はなどう主な事業、あぜ塗り、田植え、稲刈りなど受託事業でした。米、麦生産加工、販売といったようなことをございました。

沿革といたしまして、平成17年花堂区集落営農組合立ち上げ、農事組合員が53名で、平成20年農事組合法人「はなどう」を設立しておられます。平成22年度第6次産業「農商工連携事業」の取り組み。

総括といたしまして、高原町の花堂地区で営農組合を設立し、順調に事業を展開していく中、組織運営上の限界が出てきたため、平成20年に農事組合法人「はなどう」を立ち上げておられます。地産地消を中心にする事業の拡大を目標に、農産物の栽培から販売まで行っています。

販路拡大を図るため、直売所の建設に当たって、あいさつをする程度のつき合いしかなかった農家が、事務所に集まって話をするようになり、代表が協力を依頼したところ、土地、木材、資材等の提供があり、建設で奉仕作業も組合員全員でかかわり、みんなで手づくりで直売所を完成したということでした。

新燃岳の噴火で客足は減りましたが、東北地方で野菜の売れ行きが順調であり、売り上げはここ数カ月で1,000万円以上あるということです。何でも自分で情報を集め、自分たちで考えや意見を出しやっているとすることに、組合員の方々の自信が伺えました。

米についてはブランド米「小清水米」として売り出したところ、パッケージのデザインも好調で、飛ぶように売れたそうです。直売所ではさまざまなオリジナル商品が並び、パッケージやネーミングのインパクトもさることながら、味も特段の自信を持って販売されていました。

高額な商品でも売れ行きのよい理由の一つは、やっぱりここにしかないものがお土産を求めてやって来る人たちの目を引くようです。さまざまなイベント等の開催により、組合員だけでなく地域を巻き込んだ活動が活発に行われており、食の安全・安心が求められていく中、効率的な経営組織づくりによって、農業による町おこしが実現されていました。木城町においても、実現したいものだと思います。

それで、提言いたします。

研修先の農事組合法人「はなどう」では、組織を法人化したことにより、退職者、定住者、若者、組合員が増加し、生産者同士連携が図られ、ブランド化への共通意識を持たれていました。また、農機具等も最小限度の保有台数で効率的な生産活動が実現していました。

本町では、6次産業化の取り組みについて企業と連携し、しょうちゅう用加工米やしょうがの作付を行っています。ブランド化するには長期的な安定生産が必要となります。しかし、生産者の組織化は行われておらず、今後生産者の高齢化、後継者不足が懸念されるところです。

そこで、本町でも生産者の組織化を行うことで、生産者同士の連携が可能となり、組織が後継者の受け皿となることで継続した生産が行われることになり、所得の向上にもつながるのではないのでしょうか。

また、研修先に共通して見られるのは、強いリーダーの存在でした。そこで、本町ではまずリーダーとなる人材の育成が必要だと思われます。認定農業者を中心に、研修や講習を行ったり、必要な情報を提供できる県や国とパイプ役を担う行政担当者を置き、リーダーややる気を実行に移すサポートをしていくことが必要になります。

6次産業については、地域付加価値をつけたここにしかない物が集客のポイントとなるため、特産品の開発が重要となります。新たに制定された木城町特産品開発奨励条例を生かしていくためにも、既設の農林水産物処理加工施設のさらなる活用が不可欠です。

既設の加工施設を特産品の開発の場として、町民にだれでも気軽に利用できる施設にすることで、町全体で6次産業化にかかわっていくことになり、地域の活性化にもつながると思います。

また、販路の一つである菜っ葉屋にしても、出品者の組織化を行い、それを統括して販売戦略を実行できる責任者を置いて、町の特産品を広くPRする場として活用し、さらなる集客を行う

ことが必要と思われます。

以上、提言いたします。終わります。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、宮崎勝正君。8番。

○議会運営委員会委員長（宮崎 勝正君） 議会運営委員会より報告いたします。

去る6月6日に議長より諮問を受けました議会活性化の取り組み等については、これまでに4回委員会を開催し、各種団体懇談会の充実については、各委員会において年間活動計画を作成し、その中に盛り込むことといたしました。

また、議会報告会実施計画の策定、一般質問の活性化、議案に対する賛否の公開などについては、継続して協議を進めることとしております。

議会活性化の取り組みにつきましては、議員各位のご理解とご協力をいただかないと、前に進むことができませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員会委員長（中竹 義一君） 報告します。

議会報編集に向け、9月28日、10月3日、10月5日、10月11日、10月14日、5日間にわたり委員会を開催します。

議員各位にはご協力を願いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

---

### 日程第9. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第9、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員会からの議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集、調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

---

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る9月9日に開会されて以来、本日までの8日間にわたり慎重にご審議をいただき、また執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで平成23年第5回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。

○町長（田口 晃史君） 許可がありましたので、一言お礼を申し上げます。

8日間の9月定例議会の審議、お疲れさまでございました。上程いただきました18議案をすべて原案のとおり議決または同意をいただき、心から厚く御礼を申し上げます。

なお、審議、審査の中でご意見等をいただきました件につきましては、今までもそうですが、これからも行政が行います住民サービス等、行政の執行につきましては、すべての住民に対し公平、公正、平等に実施をしております。変わることはございません。

なお、予算の執行に当たりましては、少ない経費で最大の効果が発揮できるよう、全職員で取り組み努力をしておりますので、今後とも議員皆様の一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当面いたします行事につきましては、お手元に配付をしておりますので、お繰り合わせご出席をいただきますようお願いを申し上げます。お礼といたします。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 次に、総務課長から発言を求められていますので、これを許します。総務課長。

○総務課長（半渡 英俊君） 発言の許可をいただきまして、あいさつをさせていただきます。

先ほど副町長の選任に同意をいただきまして、まことにありがとうございました。副町長の職責を十分自覚し、田口町長が進めます「小さくてもキラリと輝く町づくり」のさまざまな政策の実現に向けて、誠心誠意努力してまいります。

今後とも議員皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆さんは控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（横田 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時30分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員